

第12条実施への挑戦

—障壁ある法は決して法にあらず

滕西華（中華民国障害者連盟事務総長）

ありがとうございます。この時間最後のスピーカーで、非常に眠たくなる時間ではないかと思えますのでプレッシャーを感じています。私のテーマは、教授に言われて来たので、私の原稿もその教授先生の審査を受けて持ってきました。

前の先生がおっしゃった幾つかの事例について、私自身も例えば地下鉄での台湾の事件や、そういったことに関わってきました。長期的に治療を受け、入院させられているということは、人権団体からも指摘がありました。そして私も研究をしています。こういったことに私も関わっています。社会の価値に関する批判などです。話をして、最後の2分間で皆さんに振り返っていただきたいことがあります。

私のテーマは、主に12条に法律に対する規範があるのですが、その法律の規定はあるけれども、それをどのように実践していくか、人々が全て法の下で等しく認められる権利をどのように実践していくかということです。そして、差別に関する考え方です。差別はすぐに差別になっていくのではないのです。個人や社会の間で、構造的なさまざまな差別があります。そしてこれによって障害者の権利が剥奪されています。この緑の部分です。スティグマに関するものです。

矢印は衝突関係を表しています。右側に「レッテル貼り」とあります。例えば視覚障害者も、何も見えない、少し見える、光は少し感じられるというようにそれぞれの感覚があるのに、一律にレッテルを貼り、例えば視覚障害者が外に出るのは危険ではないか、生活が不便ではないか、きっと人のサポートが要

るというような偏見を持ってしまいます。こういったステレオタイプのな固まった見方があります。それが行為につながっていきます。「不便なのだから外に出るのはやめたら」「なるべく出ないようにしたら」「家にいると一番安全ですよ」「外に出るときっと車にひかれてしまうよ」「転んでしまうよ」というような働き掛けになっていくわけです。これは分離、セパレートになってしまいます。隔絶されてしまうと、いろいろなものを失ってしまいます。これは一般的な社会的な価値観からそうしたことをしてしまうのです。

左の白い側は法律レベルで解決する部分です。「私が外に出るのは本当に不便だから、おとなしく家にいる方がいいよね」「人に迷惑を掛けてしまう」「私が外に出ると転んでしまう」。これは他の人が気を付けていないのではなく、自分の問題だということです。自己スティグマ、自ら汚名をかぶってしまうということです。こういった視覚障害者は、「不便である」「みんなのサポートを必要とする」「自分自身もけがをするわけにはいかない」「学校にある教科書も読めないで学校に行かなくていい」というふうに考えてしまいます。そういったことがあるのです。

その下にある二つ、丸で囲ってある部分は法律レベルで解決する部分です。法律ではレストランで食べてはいけないとか、学校に行ってはいけないということはないのですが、それがうまく実践されていないということです。

このポスターは精神障害者に関するものです。これはスティグマ反対キャンペーンのものです。この赤い部分は神経病、精神病です。「おまえは神経病だ」とよく言いますが、これは、そのように言われてしまうと、ドミノ倒しのようにさまざまな部分に影響を及ぼしてしまうということを表しています。レッテル貼りやスティグマによって、どのようなことが引き起こされてしまうのかということをごここで呼び掛けたいのです。

アジアは父権社会で儒教思想があります。これは条約の12条にどのような影響を及ぼしているのでしょうか。例えば、先ほど中国の方もおっしゃいました。補助決定や代行決定がされてしまうのです。香港から来ていらっしゃる方もいますよね。何歳になったとしても子ども扱いされてしまうのです。女性の場合、結婚してから自分の旧姓と夫の姓を合わせてというふうに変えることが

あります。やはり父親側の影響を受けることがアジアではよくあるのです。

こういった中で、障害者の家庭内での地位が低い場合は、年長者の言うことを聞かなければいけないという固定観念があります。もしくは、年長者が代行するのを拒絶する能力があるのかということです。これは障害者にとって大きなチャレンジであると思います。この部分は先ほどの方ともかぶるところだと思います。100%保護されている場合、自分の意思で決定できますが、やはりそうでない場合は家庭内での権利代行が生じてしまいます。

幾つかの事例をご紹介します。事例1は、人格権の行使と提訴代行です。これは台湾の高雄で起きたことです。脳性まひの方がいらっしゃいました。その方は、市街区歩道のバリアフリー設備の不足で、社会参加が困難となっていました。外に出られないのです。その父親が、「市役所は私の息子の権益を侵害している」と考えました。そして息子の名義で提訴したのです。しかし、裁判官に棄却されてしまいました。理由は、「父親がこの脳性まひの当事者ではないから、代行で人格権を行使することができない」ということでした。

「私はずっと一生息子の面倒を見ているのです。全てのことでですよ。私が彼の車いすを押せないのに、代行して提訴するのはできないのか」と非常に不満に思っていたようです。この息子は18歳ぐらいで成年にはなっていないのですが、こういったことを受け入れられ、理解することができるのでしょうか。アジアの社会は理解はできると思います。全て父親が面倒を見ている、長期にわたって家にいる、全てのことを世話している。重度の障害者は、学校に来る際に親が随行することを求めているところもあります。それと同じことです。両親がするというのを受け入れて理解できているのか。そして実際に権利能力を行使するかどうか、どういう違いがあるのか。また、これは人格権に関わる場所です。台湾の民法の195条にあるのですが、これについては読んでいただけたらと思います。

アジアではよく見られることですが、手術を家族がするとき、配偶者がサインしなければいけません。医療で代行するということが、アジアではよく行われています。家族が医療の決定権を代行することが必要なのか。こういう責任を家族は負わなくてはならないのか。医療法は、台湾でさまざまなディスカッ

ションがなされています。

医療の決定に関しては他の先生もおっしゃっていました。例えば、性と生殖に関する権利の行使などです。自分のケアが難しい人が不妊手術を受けることに関して、誰がその医療決定をするかということです。台湾は昔、性と生殖に関する権利が剥奪されていることがよくありました。それは両親がそうせざるを得なかったのです。ですからさまざまな論争が起きました。また、こういった人たちは次世代を養育する能力があるのかなど、論争が尽きません。

また、意思能力に関する客観的認識と主観的認識の差があります。例えば、科学的な方法でもって、陳博さんもアイルランドの法律の例をおっしゃっていました。イギリスは関連の法律が既に採択されていますが、意思能力に関する認識は主観的認識の干渉はないと思います。

1990年代後期に、専門家であったとしても、四つ以上の偏見があるということです。「多くの能力を喪失している」「仕事ができない」「自ら自主的な決定ができない」といったことです。障害者はやはり能力はあるのですが、法律で当事者がこういった申告の権利をなくす。そして、例えば障害者協会といった第三者法人による代行で申請を行っていく。そういったことも必要だと思います。

点字・手話通訳といったコミュニケーション設備が不足しています。最近、台湾で多く論争となっているのは、それは保護なのか、それとも制約なのかということです。例えば認知症や自閉症など、精神病の人が不動産の取引をするのですが、金持ちやお年寄りをだますということがあります。金融取引、売却などの資産の取引において、台湾の銀行などは、障害者が手続きをするときに能力がないと考えています。

それに対してさまざまな抗議がなされているのですが、さまざまな障害者のシステムの中で、例えば保護するべきだと考える人もいますし、金融機関は、あなたのお金、家、株なので、それを売るリスクはない、でも、制度的には規範化すべきだ、そして私たち金融機関はその規範にのっとってやっていくという考えをしているところもあります。

保険商品でも同じです。台湾の保険商品法 109 条では、こういった保険商品

の購入や保険金の支払いに制約があります。

また、精神障害者の精神鑑定の必要性の判断です。これは裁判官や検察官の自由心証に委ねられています。これは裁判所が費用を負担する必要があるからということもあり、精神鑑定の実施を望まないという状況があるのです。こういった状況はよく発生しています。

また、訴訟過程においても一つのケースがありました。非常に賢い方で、大学で先生をしたこともある方が、身柄を拘束されました。もう亡くなられましたが、放火をして4人を殺害したという訴訟がありました。精神病が発現したために、その治療を受けたいということは何度も言ったのです。自己保護権ということですから。そういうことがありました。

これも同じように、12条の中でこういった第三者がこれに対応することができるのか。例えば、裁判官はそれを認定しない、けれども自ら判決したいということですが、こういった法的能力の行使についての権力です。やはり同じようなケースがありました。以上です。あと5分ほど時間がありますね。

どうしてこのDVDを見てほしいと思っているかというと、私の教授がどうして私のこのパワーポイントを事前に見たかということ、例えば就職などさまざまところで法律の平等ということが12条では大事にされているのです。この3年間の活動を通じて法律の修正や運動やさまざまな面で平等を求めてきていますが、日本の沖縄の一つの協会とも交流を行いました。これは重度の身体障害者に関する2分間のビデオです。これは中国語と英語の字幕があります。音声はありません。

<映像上映>

私たちは4泊5日の訓練でした。潜水の免許を取りました。

ありがとうございました。

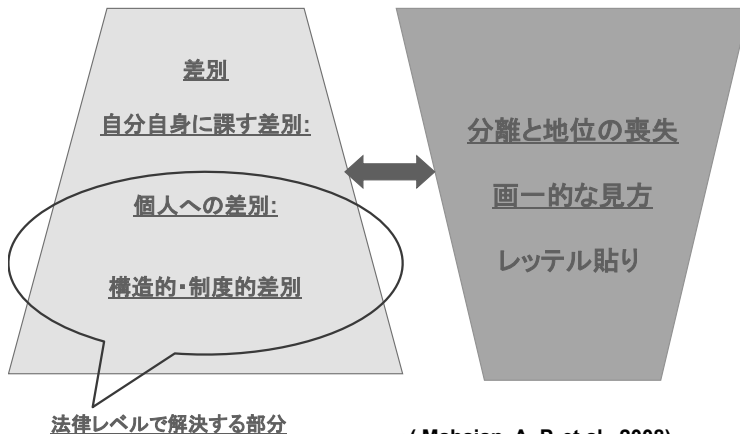
The real challenges to article 12, “Equal Recognition” before the law

第12条実施への挑戦—障壁ある法は決して法にあらず

Eva Teng

Secretary General, The League For Persons with Disabilities, R.O.C

スティグマに関する概念的枠組み



● (Mahajan, A. P. et al., 2008)

2007年のスティグマ反対キャンペーン ポスター



- 作品テーマの説明
- 何気ないスティグマは、まるでドミノ倒しのように、1つだけでもすべてに影響を及ぼす恐れがある。それは病を持つ者にとって、彼らを尊重しない態度であり、彼らを自らの殻に閉じ込めてその未来を破壊してしまう恐れがある。この創作デザインにより、言葉を発する前にまず考え、他人の健康状態を物笑いの種にしないよう人々に呼び掛けた。

アジアの父権社会と儒家思想の副作用

- 障害者が成年か未成年かを問わず、重大な決定は両親が代わって下す状況が一般的
- 障害者が従属人口又は家庭内の地位が低い者である場合、家庭内の年長者に法律上の権力行使を代行させる、又はその代行を拒絶する『実質的な能力』と意志が障害者にはあるのか

事例1: 人格権の行使と提訴代行

- 市街区歩道のバリアフリー設備の不足で、脳性まひ者(CP)の様々な社会参加が困難となっていた。その父親は息子の権益が侵害されていると考え、息子名義で提訴したが、裁判官に棄却された。父親は「CP当事者」ではないため、提訴を代行し、人格権を代わりに行使できないというのが理由だった。父親は自分が息子の面倒を見ているのに、なぜ提訴を代行できないのかと非常に不満だった。
- 争点: 両親が身障者の法律上の地位と権利を受け入れて理解できているかどうかと、実際に権利能力を行使するかどうかとの違いは？ また、身障者は両親がこのようなことを行うのを阻止する能力/家庭内での権力を有するのか(被扶養との利害相反)。障害者権利条約(CRPD)第12条1項で障害者が全ての場において有すると認められている法の前の「人格権」の保障と行使には、様々な形で困難が存在するのか。民法第195条は「他人の身体、健康、名誉、自由、信用、プライバシー、貞操を不法に侵害したとき又はその他の人格的法益を不法に侵害したときで情状が重大な場合、被害者は、非財産的被害であっても、相当の金額の賠償を請求できる」と規定している。この人格権の行使は心身の障害により困難となるのか。

事例2: 医療決定の代行

- 最も議論されているのが、性と生殖に関する権利の行使と不妊手術に関する医療決定
- 争点: 性的侵害を回避する自己防衛能力があるのか、身の回りのことを自分で行う能力があるのか、次世代を養育する能力があるのか、障害のない次世代を出産できるのかなど、両親と障害者の論争は尽きず

意思能力に関する客観的認識と主観的認識の差

- ・ 専門家の間ですら、障害者が法律上の権利を行使する上で十分な、後見宣告の消滅/廃止を申し立てる能力と情報理解力を有しているか、又は有していると認められるのかということに疑問あり。
- ・ 金融取引、特に借入れと不動産取引を行う能力に関して、情報読解能力の不足や点字・手話通訳などコミュニケーション設備の不足に加えて、特定の障害者は意思能力が不足していると一般的に社会で認識されているという問題がある。このため、金融関連の権利行使に「不正行為防止」や「審査」といった数多くの対策が講じられているが、それは一体、保護か、それとも制約か。
- ・ 保険商品の購入と保険金支払いにおける障壁。精神障害者と知的障害者は生命・傷害保険の購入と保険金支払いに制約がある。その理由は、弱者が利用されることへの懸念（保険金取得目的で殺害されやすいなど）や保険金支払いリスクが高いこと、保険料支払い能力の不足、一家の大黒柱ではないなどといった、関連性のないものである。

司法関係者の主観的意識が障害者の法的能力と支援レベルを決定—精神障害の例

- ・ 司法精神鑑定の必要性の判断は、大多数がいまだに裁判官と検察官の自由心証にゆだねられている。財務的な負担（告訴人の精神鑑定の費用負担が必要）への考慮から、個々の案件の必要に応じた精神鑑定の実施を裁判所が望まない状況も存在する。
- ・ 裁判官は自由心証に基づいて精神鑑定書の採用の是非、又はどの精神鑑定書を採用するかを決定できる。
- ・ 訴訟過程において、身柄を拘束された精神障害者は精神病の病状発現により持続的に審理に応じることができず、裁判の一時停止の申請が必要となるが、治療のための保釈申請と同様、いずれも実現が非常に難しい。拘束中の精神障害者は病状発現により同室に収容中の者と争いを起こして傷害罪で刑罰を下されることすらある。こうした争い行為への「処罰」として「独居房」に収容され、再び治療のための保釈を認められなくなる。こうして、訴訟中・拘束中の精神障害者の生命権と公平な裁判を受ける権利の保障が不十分となっている。
- ・ 司法体系において、精神障害者と知的障害者の「証言能力」に関する主観的な認識に依然としてばらつきがある。

重大事件の弁護士選任権に関する衝突が 実務上発生

- 重大事件については司法の訴訟過程において、弁護士又は国選弁護人の選任が必要とされている。しかし、後見宣告を受けていない精神障害者が弁護士の選任と解任を繰り返したり、弁護士の人選で家族と意見が分かれたり、ひいては国選弁護人を拒絶したりした場合に、自ら弁護権を行使しようとする際のジレンマと課題。

ご清聴、ありがとうございます。



- Email:
evateng73@gmail.com
- Website:
www.enable.org.tw